

6 福薬業発第 2 2 6 号
令和 6 年 8 月 3 0 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

**令和 6 年台風第 10 号に伴う災害にかかるオンライン資格確認等システムに
おける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局
の範囲・期間について（その 5）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

緊急時医療情報・資格確認機能とは、災害等が発生した場合に、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局がオンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報(薬剤情報・特定健診情報等)を閲覧することができるもので、福岡県もアクティブ化の対象範囲に指定されています。

アクティブ化の期間は、9 月 3 日までとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 194 号
令 和 6 年 8 月 30 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和6年台風第10号に伴う災害にかかる
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その5）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほかより別添のとおり連絡
がありましたのでお知らせいたします。

令和6年台風第10号に伴う災害にかかるオンライン資格確認等システムにおける
「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間等
については、令和6年8月30日付け日薬業発第190号にてお知らせしたところですが、
今般、一部地域のアクティブ化範囲が追加されました。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 30 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 5）

標記につきましては、今般、別紙 1 のとおり、社会保険診療報酬支払基金・
国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係
者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 30 日

社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局保護課

令和 6 年台風第 10 号に伴う災害にかかる
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」を
アクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 5）

「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく災害発生時における保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 5 年 1 月 26 日付事務連絡）にてお示ししたところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願いいたします。

「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化に当たっては、対象の医療機関・薬局に対して、別添 1 のオンライン資格確認等システム利用規約第 25 条及び第 26 条、別添 2 の「医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点」を参考に、患者への医療サービスを提供する以外の目的での利用は認められないことについて十分な周知徹底をお願いします。貴機関におかれては、各医療機関・薬局による本機能を用いたオンライン資格確認等システムの閲覧ログを踏まえ、必要と認める場合には、個別に、医療機関・薬局に対して、「緊急時医療情報・資格確認機能」を利用した医療情報の閲覧状況について事実関係を確認してください。

なお、令和 6 年 3 月 1 日以降、生活保護法による被保護者の医療扶助の受給資格等の情報に係る同機能の利用に当たっては、別添中、「保険資格情報」とあるのは「医療扶助の受給資格情報」と、「被保険者番号」とあるのは「受給者番号」と、「保険者名称」とあるのは「福祉事務所名称」と読み替えるものとします。

今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	【神奈川県】平塚市、中郡二宮町 【静岡県】静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町 【愛知県】蒲安市 【福岡県】久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、糟屋郡志免町、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、嘉穂郡桂川町、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、八女郡広川町、京都郡苅田町、京都郡みやこ町、築上郡吉富町、築上郡上毛町 【大分県】大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町 【宮崎県】宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、東諸県郡綾町、児湯郡高鍋町、児湯郡新富町、児湯郡川南町、児湯郡都農町、東臼杵郡門川町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡日之影町、西臼杵郡五ヶ瀬町 【鹿児島県】鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、鹿児島郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡錦江町、肝属郡南大隅町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛
----	---

	郡屋久島町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与論町
期間	災害救助法の適用第一報から一週間（※）

※令和6年9月3日まで

※下線部は、本事務連絡で新たにアクティブ化対象となった地域

以上

別添省略